

ドイツにおける離婚の効果に関する合意

オリバー・フランツ・ケストラー
(訳) 神谷 遊

I 合意離婚と離婚の効果

ドイツにおける離婚件数は、2005年に201,700件にのぼり、極めて高い水準にある。2004年にドイツ連邦統計局が明らかにしたところによると、夫婦のうち、おおよそ43%が離婚しており、大都市部にあつては、ほぼ二組に一組の夫婦が離婚したことになる。

ドイツ離婚法には、日本民法が規定するような協議離婚制度が存在しないことから、たとえ夫婦の双方が離婚を望んでいる場合でも、少なくとも1年以上の別居が離婚の要件とされ、最終的には家庭裁判所の離婚判決を得なければならない。そのような合意離婚(einvernehmliche Ehescheidung)は、全離婚の70%以上を占めるといわれているが、合意離婚をするためには、夫婦の双方が離婚の裁判手続の中で、離婚の効果についても合意をする必要がある(ドイツ民法(以下、BGBという)1565条、1566条1項、ドイツ民事訴訟法(以下、ZPOという)630条)。ドイツの実務上、このような合意離婚は、訴訟上の和解によってなされているが、離婚の効果に関する合意は、裁判期日に先立って裁判外であることも可能であり、夫婦はその合意について公証人の認証を受けておくことができる。

どのくらいのケースで、離婚の裁判手続前に離婚の効果に関する合意がなされているのか、統計上は把握できない。それは、増加傾向にあるとはいえ

るであろうが、現在のところはまだ僅かな数にとどまっている。

しかし、公証人は、当事者の双方に対して職務上中立であるべき義務を負っているから、離婚の効果に関する合意にあたっては、公証人が関与することは、夫婦の双方にとっても有用である。

そこで本稿においては、ドイツの実務上、離婚の効果について、夫婦が具体的にどのような事項について、どのような合意をすることができるのかを紹介し、そのような合意に公証人が関与することの意義を検討したい。

II 離婚の効果に関する合意と他の夫婦間での合意との関係

夫婦は、婚姻前および婚姻中に諸々の事項について合意をすることができる。本稿のテーマである「離婚の効果に関する合意」はその一つであるが、他には「夫婦財産契約」や「別居に関する合意」も夫婦間での合意として重要な役割を演じる。もっとも、これら相互の区分は必ずしも明確ではなく、多分に流動的である。ここでは、「離婚の効果に関する合意」と他の合意、とくに「夫婦財産契約」と「別居に関する合意」との異同について明らかにしておきたい。

1. 夫婦財産契約（BGB1408条）

離婚の効果に関する合意と夫婦財産契約において定められる事項は、部分的に重複することがある。

夫婦財産契約では、夫婦の共同生活のすべてに関して事前の定めをしておくことができるほか、離婚の効果に関しても事前に定めておくことができる。ただ、夫婦財産契約は、婚姻前または婚姻後に締結されるものであって、締結時に具体的に離婚が想定されているわけではない。これとは反対に、離婚の効果に関する合意は、多くの場合、夫婦が別居する段階で初めてなされるものである。

夫婦財産契約は、夫婦が共に揃って公証人の面前に赴き、公証人の署名を

得て締結されなければならない。その方式はBGB1410条による。夫婦財産契約における合意事項として重要となるのは、(1)夫婦財産制にかかわる定めと(2)扶養に関する定めである。

(1) 夫婦財産契約における夫婦財産制にかかわる定め

ドイツにおいては、夫婦間で特別な定めをしていない場合、法定財産制として「剰余共同制 (Zugewinnngemeinschaft)」が適用されることになる。

剰余共同制とは、夫婦それぞれの財産については別産別管理とするが、剰余共同制の終了時に、夫婦のそれぞれが獲得した財産(剰余)の額を比較し、その差額の2分の1を獲得財産の少なかった配偶者に分与するというものである。したがって、事後に剰余の調整を予定した別産制といえるのであって、婚姻の締結によって夫婦の財産が当然に共有となるわけではない。夫婦のそれぞれが婚姻前及び婚姻中に獲得した財産は、その特有財産なのである。また、夫婦のそれぞれが負担した債務についても、各自が責任を負うのであって、その引当てとなるのは各自の財産にとどまる。

なお、BGBには、上記のような法定財産制とは別に、夫婦が選択できる財産制(選択的財産制)として、「別産制 (Gütertrennung)」と「共同制 (Gütergemeinschaft)」が規定されている。

このうち別産制とは、夫婦のそれぞれが自己の名で得た財産は、その特有財産とするものであり、その管理も各自が行い、自由に処分することが許されるというもので、離婚時に剰余の調整が行われることはない。近年、徐々にこれを選択する夫婦が増加している。

他方、共同制は、夫婦財産契約によってのみ選択することができる。これによった場合、婚姻にもたらされた財産及び婚姻中に獲得された財産は、原則として夫婦の共同財産(共有財産)となる。もっとも、共同制は、今日ほとんど選択されることはない(1%未満)。

夫婦財産契約においては、とくに次の事項について定めておくことができる。

①選択的財産制（とくに実務上は別産制）を採用するとの合意：別産制は、とりわけ家業を営む家族の一員が婚姻をする場合や再婚の場合に選択されることが多いが、婚姻期間中の剰余が少ない配偶者には不利となる。

②剰余共同制（法定財産制）の修正：剰余の調整はしないとする合意をすることができる。ただし、配偶者の死亡による婚姻解消時に剰余の調整はしないとする合意はできない。

また、剰余の調整に条件を付けることも可能である（例えば、婚姻締結後2年以内に離婚の申立てをする場合には、剰余の調整は行わないとする合意は可能である）。

さらに、剰余の調整の対象から特定の財産を除くとする合意もできる（剰余の調整を修正する場合には、しばしば行われる）。例えば、夫婦の一方が相続によって得た財産または贈与された財産が調整の対象から除かれることは多い。

加えて、剰余共同制の始期財産または終期財産の額に上限を設けておくことも可能である。

（2）夫婦財産契約における扶養に関する定め

夫婦は、夫婦財産契約において、離婚後の扶養についても合意をしておくことができる（BGB1585条c）。もっとも、別居中の扶養についての合意には拘束力はないものとされている。

なお、夫婦財産契約において離婚後の扶養について合意することには問題も多い。将来の扶養の必要性や将来の資産状態は予見できないからである。そのため、どのような定めでも可能というわけではない。例えば、離婚後に元配偶者が困窮し、社会扶助（生活保護）を必要とする状況となる場合は、夫婦財産契約において離婚後の扶養請求権を放棄していたときでも、それはBGB138条によって良俗違反とされることもある。

2. 別居に関する合意

別居に関する合意が実際に行われることは稀である。当面の間は離婚をす

る意図はなく（別居のみを希望し）、離婚に伴う法的な責任を負うことを望んでいないような夫婦でなければ、別居に関する合意をすることはないからである⁽¹⁾。それはともかく、別居に関する合意をする場合には、例えば別居中の扶養や子の監護、夫婦の共同財産の使用などについて合意をすることができる。

3. 離婚後の扶養に関する合意（BGB1585条c）及び調整の対象となる年金受給期待権に関する合意（扶助の調整）（BGB1587条以下）

ちなみに、夫婦財産契約とは別に、BGB1585条cにより、夫婦は、離婚後の扶養義務について定めておくことができるほか、BGB1587条oにより、扶助の調整（離婚の際の年金受給期待権の調整）に関しても合意しておくことが可能である。なお、扶助の調整に関する合意については、公証人の認証を受けなければならないほか、家庭裁判所の承認を得る必要がある（同条2項）。

III 離婚の効果に関する合意に必要な内容

合意離婚の場合、ZPO630条1項により、離婚を申し立てる際に、家庭裁判所に離婚の効果に関する合意も提示しなければならない。その合意において、どのような事項を定めておかなければならないかは、ZPO630条1項2号及び3号に規定されているところであるが、その内容を以下に紹介することにしたい。

1. 親権（elterliche Sorge）（BGB1682条以下）

夫婦に共通の子がいる場合、裁判所に対しては、夫婦が一致して、親権及び面接交渉権についての申立てはしないと陳述するか、または親権が誰に帰属するか、及びどのように面接交渉権を行使するか、について共同の提案を

(1) Langenfeld, Der Ehevertrag, 11.überarb. Aufl. 2005, Randnr.723

しなければならない⁽²⁾。

親権の帰属に関する申立て (BGB1671 条) がない場合は、夫婦の離婚後も親権は夫婦の双方に帰属する。

なお、離婚後も親権が共同で行使される場合、いずれの世帯で子が生活することになるのか、加えて、「日常生活上の法律行為」について「包括的な代理権」を付与することを定めておく方が得策である。これにより、親権者の双方がいちいち協議をする必要がなくなるからである。もっとも、これは法律上必要な定めとはされていない。

ちなみに、親権について、離婚の裁判手続に先立って、公証人の認証を受けた定めをしていたとしても、これは家庭裁判所を拘束するものではないことに注意を要する。親権に関する夫婦間での合意は、家庭裁判所に対する提案でしかなく、子の福祉の観点から必要と認められる場合、家庭裁判所は、この合意には拘束されないのである⁽³⁾。

2. 面接交渉権 (Umgangsrecht) (BGB1684 条)

BGB1684 条は、子の親との面接交渉について規定している。その第 1 項によると、原則として、いずれの親も子との面接交渉の権利を有し、義務を負う。

夫婦が合意離婚をする場合、親権に関するのと同様に、親として面接交渉権に関する定めをしなければならない (ZPO603 条 1 項 2 号)。この場合、いずれの日のいずれの時間帯に子との面接交渉をするか、(柔軟な) 合意をすることが有用であり、これは、とりわけ親の一方が親権者となる場合には必要である⁽⁴⁾。

もっとも、親権をめぐる合意と同様に、面接交渉権に関する合意も家庭裁

(2) 1998 年 7 月 1 日に親子法改正法が制定されるまでは、裁判所は、離婚訴訟において職権で親権についても判断するものとされていた。

(3) Staudinger-Rauscher, BGB, §1566, Randnr. 48, 64

(4) Dieter Schwab, Familienrecht, Randnr. 8, 687

判所を拘束するものではなく、単なる提案でしかないから、家庭裁判所は、合意とは異なる定めをすることができる。

なお、面接交渉権の行使または不行使と子の扶養料の支払い(ないし扶養料の支払い免除)とを結びつけた合意をすることはできない。そのような合意は、BGB134条、138条により良俗違反であり、したがって無効となる。

3. 夫婦間での扶養(BGB1569条以下)

まずもって、別居期間中の扶養請求と離婚判決確定後の扶養請求とは区別されなければならない。離婚の効果に関する合意において、別居中の扶養についての定めがなされることはない⁽⁵⁾。すなわち、ZPO630条3項にいう扶養義務に、別居扶養は含まれないのであって、同条に定められているのは、「離婚の効果」である⁽⁶⁾。

離婚後は、ドイツにおいても、夫婦のそれぞれは、自ら生計をたてるのが原則である⁽⁷⁾。しかしながら、夫婦の離婚後の生活事情、例えば子の養育や夫婦の年齢、疾病等により、自ら生計をたてることが不可能または期待できない場合には、離婚後であっても夫婦相互に責任があるというべきである。このことから、夫婦は、離婚後も一定の要件下で相互に扶養請求権を有する(扶養の額については、デュッセルドルフ算定表⁽⁸⁾が用いられる)。

(5) もっとも、ここでは、離婚後の扶養との区別をする意味でも、別居中の扶養について紹介しておきたい。

別居中の扶養は、BGB1361条による。それによると、夫婦の一方は、他方に対して、夫婦の生活状況や所得状況、資産状況に応じて適切な扶養を請求することができる。この扶養請求権は、夫婦が完全な別居をする時に発生し、離婚判決の確定の日に消滅する。

将来に向かって別居扶養の請求権を放棄することは、BGB1614条1項により許されない。もっとも、別居扶養の額についての合意は、制限付きではあるが可能である。すなわち、法律上負担すべき扶養料より20%削減することまでは可能であるが、それ以上に別居中の扶養を縮減することは許されない。

(6) Staudinger-Rauscher, BGB, §1566, Randnr. 68

(7) Dieter Schwab, Familienrecht, Randnr. 337

まず、BGB1570条は、夫婦間の子の養育を理由とする扶養請求について定める。実務においては、子が7歳に達するまでは、子を養育する親にはフルタイムの仕事は期待できないと解されており、また7歳から14歳までの間は、パートタイムの仕事であれば期待可能であると解されている（例外はありうる）。

また、BGB1571条によると、夫婦の一方に老齢または疾病を理由として、扶養請求権が発生する。

したがって、夫婦は、裁判外で事前に離婚の効果に関する合意をする場合には、離婚後の扶養についても定めておく必要がある。もっとも、その定めは、良俗違反（BGB138条）または信義則に反するもの（BGB242条）であってはならない。とくに扶養請求権の放棄は、これによって夫婦が意識的に社会扶助の負担で生活の支援を得ようとする場合、それが社会扶助の事業者を害することを意図していなかったとしても、良俗違反になるものと解されている。判例によると、離婚した夫婦の一方は、他方が扶養請求権を放棄していた場合でも、この者によって監護されている夫婦の子の福祉の観点から扶養が必要と認められるときには、その扶養請求権の放棄を援用することは信義則に反する。

以上を踏まえると、裁判外で、例えば次のような合意をしておくことが考えられる。①離婚後の扶養料の額を必要最低限の額に抑制する旨の合意（緊急の必要性がある場合を例外とする扶養請求権の放棄）、②離婚後の扶養料

-
- (8) 法定扶養料：子の扶養および夫婦間での扶養は、デュッセルドルフ算定表（Düsseldorfer Tabelle）に従って算定される。この算定表には法的な効力はなく、ガイドラインであり、夫婦とその間に2人の子がいる場合を標準例として、月々の扶養料の標準額を挙げている。もっとも、個別の事案によっては、特別な事情を斟酌すべき場合もあるから、扶養料の具体的な額は、算定表とは異なることがある。現在用いられているのは、デュッセルドルフ算定表2005年版（2007年6月30日まで有効）であるが、これはデュッセルドルフ上級地方裁判所のホームページにおいて参照することができる（<http://www.olg-duesseldorf.nrw.de/service/ddorfab/intro.htm>）

の支払いに期限を付けた合意(例えば扶養料の支払いを最大5年間とすること)、③離婚後の扶養料の額の上限を定める合意、④個別の扶養請求権発生事由を排除する旨の合意である。

争いがあるのは、子の養育を理由とする扶養請求権(BGB1570条)の放棄が可能かである。連邦通常裁判所は、それが信義則(BGB240条)に反しないかぎり、許されるとしている。もっとも、この場合はBGB138条1項による良俗違反にあたる⁽⁹⁾とする批判がある⁽⁹⁾。

4. 子の扶養(BGB1601条以下)

離婚の効果に関する合意は、ZPO630条1項3号により、子の扶養に関する夫婦の合意を含むものでなければならない。

この場合、夫婦の一方は、他の一方に対して子のための扶養請求権を放棄することはできない。このような合意は子にとって不利益となるからであって、子にとって利益となるような合意のみをすることができる(例えばデュッセルドルフ算定表よりも高額の子の扶養料支払いの合意)。

5. 婚姻住居及び家財

婚姻住居をめぐる関係(誰が婚姻住居に居住し続けるのか)及び夫婦共同で獲得された夫婦の家財の分配は、ZPO630条1項3号によって離婚の効果に関する合意には不可欠である。

(1) 婚姻住居

婚姻住居に関する夫婦の合意は、原則として契約自由の枠内において可能であるが、BGB1361条a第1項により、子の福祉を考慮しなければならない。

(2) 家財

家財とは、家族の住居及び同居生活または世帯において用いられるすべての財産をいう。自動車や別荘も家財には含まれるが、投資の対象となるよう

(9) Dieter Schwab, Familienrecht, Randnr. 390

な贅沢品，例えば高価な芸術品は，家財には含まれない。

別居期間中については，BGB1361条aによって家財の分配が行われる。その際，夫婦の双方に共同で帰属する世帯の財産は，公平の原則に従って分配される。これに対して，離婚後については，家財令（Hausratsverordnung）に従って家財が分与される。

家財の分配については，所有権の帰属が基準となるのではなく，合目的性が基準となる。例えば，子の通学や家族のドライブ，休暇を過ごすために使用されている自動車は，家財に含まれる一方，夫婦の一方が通勤のために使用している自動車は，夫婦共同の家財には含まれない。

なお，家財の分配について合意をする場合には，その内容に法律上の制限はなく，BGBの契約の自由に従って実施することができる。

IV 離婚の効果に関する合意における任意の定め

前述のように，合意離婚の場合，ZPO630条1項により，離婚の効果のうちの一の一定の事項については合意をする必要があるが，裁判外で事前に合意をしておく場合には，それ以外の事項についても定めることが可能である。その内容を以下に紹介することにしたい。

1. 剰余の調整

夫婦が法定財産制によっている場合，BGB1372条によると，婚姻の終了時に剰余の調整が行われる。この点，夫婦の合意があると，婚姻の終了前に剰余共同制を終了させることができる。この際，剰余の調整は，一定額の金銭の支払いまたは不動産の譲渡によってすることができる。

2. 財産の分配及び債務の分割負担

財産の分配および債務の分割について夫婦の合意で定めることは，夫婦がどのような財産制によっていたとしても可能である。夫婦は，財産（例えば不動産，有価証券，生命保険）及び債務についての目録を調製し，離婚の効

果に関する合意において、これらの分配を定めることができる。通常、債務の分割負担は、夫婦の内部関係においてのみなされる(参考資料「公証人の関与する離婚の効果に関する合意の例」第8項参照)。

3. 扶助の調整 (Versorgungsausgleich)

夫婦は、離婚の効果に関する合意において、扶助の調整(年金受給期待権の調整)についても定めることができる。BGB1587条ないし1587条pにより、原則として婚姻中に獲得された年金受給期待権は、夫婦間で均等に分割される。しかし、こうした扶助の調整は実施しないこととすることもできる。ただし、BGB1408条2項によると、扶助の調整の排除は、契約締結後1年以内に離婚の申立てがなされる場合には効力を生じない。なお、扶助の調整に関する合意は、BGB1587条oにより、いずれにせよ家庭裁判所の承認を必要とする。

4. 離婚の費用

離婚の効果に関する合意において、離婚の費用負担について定めておくことは、必要ではないが、可能である。

V 離婚の効果に関する合意の無効

離婚の効果に関する合意にあっても、他の婚姻法上の取り決めと同様、その内容は、契約の自由に委ねられることになるが、無制約の自由が認められるわけではなく、BGB138条の良俗違反を限界としている。「公正かつ正当に思考する者の礼節を守る気持ち」に反するような取り決めは、良俗違反となる。その際、事実関係全般および諸般の事情が考慮されることになる。

原則として、長期間にわたる婚姻の後、何らの対価を得ることもなく、婚姻から生じた権利の全てを放棄するような定めは無効と考えられる。

また、扶養請求権の放棄を内容とする合意は、その時点において、やがて放棄をした当事者が困窮し、社会扶助を必要とすることが予想されるときは、

第三者の負担となる契約（ここでの第三者は、社会事務所（Sozialamt）ということになるが）となり、したがって同様に無効である。

その他、離婚の効果に関する合意の限界については、夫婦財産契約における私的自治の限界が基準となる。この点、連邦憲法裁判所は、合意が男女対等のパートナーシップの表出および成果であるといえるか、合意の背景に立場の格差はないか、合意に夫婦の一方の絶対的優位が反映していないかを基準としている⁽¹⁰⁾。

VI 公証人による認証とその意義

すでに離婚手続が家庭裁判所に係属している場合、実務上、離婚の効果に関する合意は、訴訟上の和解によってなされることが多い。ドイツの離婚訴訟手続については弁護士強制が規定されており（ZPO78条2項）、たとえ夫婦の双方が離婚を望んでいる場合でも、少なくとも離婚の申立ては弁護士を通じてしなければならないし、相手方も、訴訟手続において何らかの申立てをしようとするときは、弁護士の選任が求められる。その結果、夫婦間で離婚の効果に関して合意をすることができた場合、弁護士がこれを書面にして裁判所に提出することになり、裁判所が調書を作成することで、BGB127条aにより、執行可能な債務名義となる。

他方、公証人が関与して裁判外で事前に離婚の効果に関する合意をする場合、公証人によって認証された合意は、直ちに執行可能な債務名義となる。その際、公証法（Beurkundungsgesetz）17条によると、公証人には教示義務があり、合意の法的効果について夫婦が認識しているとの確信がなければならない。

公証人は、契約作成者として独立のものであり、事実関係を調査し、当事

(10) 連邦憲法裁判所 2001年3月29日判決, FamRZ 2001, S.985

者に助言を与える。公証人は、個々に定める事項について、その利益及び不利益を教示し、内容形成の可能性について示したうえで、錯誤や疑念の生ずる余地をなくすために、契約内容の構成部分全般にわたって正確な表現を用いるように注意することになる。公証法17条1項2文によると、公証人は、習熟していない関係人が不利益を被ることのないようにしなければならないものとされているのである。

加えて、公証人が関与して離婚手続前に離婚の効果に関する合意ができていならば、それは裁判所での離婚手続に要する期間の縮減と費用の軽減を可能にする。まずもって離婚手続については夫婦の一方のみが弁護士に委任することで足りるから、離婚やその効果について争いのある場合と比較すると、裁判費用に関しても弁護士費用に関しても何百ユーロも節約することが可能になる⁽¹¹⁾。

また、夫婦が裁判期日の前に予め婚姻住居の使用や家財の分配について合意しておくことの実際的意義は大きいし、扶助の調整(年金受給期待権の分割)のほか、必要な場合には相続法上の問題についてまで離婚の効果に関する合意の中で定めておくことができる。

要するに、夫婦の愛情が終局を迎えたときに、「理性的な」別離を望み、不必要な争いを避けたいと考える夫婦にとって、公証人が関与してする離婚の効果に関する合意は、極めて有用なものといえるのである。

さらに、連邦公証人会の会長を務めるティルマン・ゲッテ(Dr. Tilman Götte)氏は、次のように効用を説く。「公証人の面前で、夫婦は共同して合意の上で夫婦の葛藤を解消するべく努力する機会を得る。これによって、離婚手続の紛争調整的要素を強めることができる⁽¹²⁾」。ドイツにおいては、現

(11) 離婚の効果に関する合意は、公証人による認証を受けたときでも、その費用は低額で済むのであり、例えば、総額で75,000ユーロの価額を有する合意でも、公証人による認証の費用は、当事者双方への助言も含めて、425ユーロである。

(12) 2006年2月24日付け連邦公証人会報道発表

行の離婚手続を簡素化しようとの視点から、離婚手続に積極的に公証人を関与させる方向での改革提言もなされているが⁽¹³⁾、すでに現行法下でも公証人に重要な役割を期待できることは、改めて認識されるべきであろう。

【参考資料】公証人の関与する離婚の効果に関する合意の例（2人の子がある夫婦の場合）

××市，××年××月××日取扱い

私，公証人（氏名）××の面前において，

本日，私の執務室（場所の表示，部屋番号）に出頭した者は，

- 1.（夫婦の一方の氏名）××と
- 2.（夫婦の他の一方の氏名）××，

これらの者は，××（例えば身分証明書）により身分を証明したうえ，以下のとおり申述するので，私は，これを調書として記録する。

私たちは，××年××月××日，××市の戸籍吏の面前で婚姻を締結しました。私たちは，ドイツ国民であり，私たちの婚姻締結当時においてもそうでありました。私たち夫婦からは，子（氏名）××，××年××月××日出生，と子（氏名）××，××年××月××日出生，が生まれております。私たちは，これまで夫婦財産契約を締結したことはありません。××年××月××日以来，私たちは別居しています。離婚手続は，××家庭裁判所××号事件として係属しています。

(13) 拙稿「ドイツにおける離婚訴訟の実際とその課題（神谷遊訳）」広島法科大学院論集第2号113頁参照

事前に送付された書面に従って、出頭者は、以下のとおり申述する。

私たち夫婦の離婚が確定した場合について、私たちは、以下のとおり合意します。

1. 私たちの子××および××の親権は、私たちに共同で帰属し続けます。私たちは、子らとその母のもとで生活し、かつ母が子らの養育にあたることに合意しています。住居の変更にあたっては、別途申合せを必要とします。子らについてのその他の判断は、BGB1687条の規定に従って行います。
2. 子らの父には、寛大な (großzügig) 面接交渉権があることを認めます。別段の申合せの有無にかかわらず、父は、××年××月××日から××年××月××日の間、隔週の週末および毎年のクリスマス連休の第二祝日について、子××および××を引き取る権限を有します。これに加えて、父は、子らの学校の夏季休暇の前半(または後半)と復活祭休暇または秋季休暇のいずれかを隔年で、子らとともに過ごす権限を有します。
3. 夫は、子××のために、予め毎月3日限り支払われるべき扶養料として月額××ユーロ、子××のために、扶養料として月額××ユーロを妻に給付する義務を負います。その算定の根拠は、夫の純所得の平均額××ユーロとします。妻が受給する国からの育児手当は、扶養料の算定にあたって、算定表から算定される扶養料の半額につき、控除します。
4. 夫は、妻自身に、離婚後の扶養として、予め毎月3日限り支払われるべき扶養料として月額××ユーロを妻自身に支払う義務を負います。その算定の根拠は、第3項で摘示した夫の純所得とします。妻自身には所得はありません。夫は、すでに現在においても、妻に対する扶養料の月額××ユーロにつき、この証書に基づき、夫の全財産への即時の強制執行にも服します。夫は、債権者としての妻に対して支払期日が到来した

事実の証明を必要とすることなく、この証書の執行可能な謄本を交付する権限を公証人に授与します。

5. 夫婦の家財については、夫婦のそれぞれが現在占有している家財を単独で所有するものとして分配します。
6. 妻は、××市××通り××番所在の当事者双方のかつての住居に関する賃貸借関係を従来の条件で単独で継続します。これに必要な意思表示を夫婦の他方の名においても賃貸人に対してすることができる権限を、夫婦は相互に BGB181 条の制限を受けることなく授与します。家賃および賃貸借に必要な経費は、妻が単独で負担します。妻は、夫婦の内部関係において、賃貸人および電気・ガス会社からの請求のすべてについて、夫に弁済をさせることはしません。
7. 夫婦は、相互に剰余の清算請求権を放棄し、相互に放棄の意思表示を受領します。
8. 夫は、現在××ユーロと算定される××銀行からの夫婦名義での借入金を単独で返済する義務を負い、夫婦の内部関係において、貸主からの請求のすべてについて、妻に弁済させることはしません。
9. 本契約の各条項について、その全部または一部が無効とされる場合でも、これにより、本契約のその他の部分の効力は妨げられないものとします。各条項は、各別に効力を有するものとします。
10. 本契約にかかわる費用は、当事者双方が各自その半額を負担します。当事者双方は、公証人に対して連帯債務者として責任を負うことを承知しています。離婚手続きにかかわる費用については、法律の規定によります。

以上につき読み聞かせを受け、承認をしたので、署名する。

(署名) ××××

妻

(署名) ××××

夫